



熊本県公報

号外 第 29 号

平成 27 年 5 月 28 日(木)

(毎週 火・金発行)

目 次

規 則

- 熊本県税条例施行規則の一部を改正する規則…………… (税務課) 1

規 則

熊本県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 27 年 5 月 28 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第 30 号

熊本県税条例施行規則の一部を改正する規則
熊本県税条例施行規則(昭和 30 年熊本県規則第 4 号)の一部を次のように改正する。
別記第 52 号の 2 様式を次のように改める。

別記第 5 2 号の 2 様式(第 3 9 条の 2 の 2 関係)

年度 狩猟税申告書

整理番号 第 号



年 月 日
熊本県 広域本部長 様

住 所
氏 名 印
職 業 電話番号

免許の種類	税率の区分	登録の種類	県内全域の登録	許可捕獲等を行った者等に係る狩猟者の登録(※)	放鳥獣猟区のみ登録	放鳥獣猟区のみ登録を受けていた者が受ける県内全域の登録
		当該年度の道府県民税の所得割額の納付の有無等				
第一種銃猟免許	1号	①所得割額の納付を要する者 ②所得割額の納付を要する者の控除対象配偶者又は扶養親族(農業、水産業又は林業に従事している者を除く。)	円 16,500	円 8,200	円 4,100	円 12,300
	2号	③所得割額の納付を要しない者(②に該当する者を除く。) ④所得割額の納付を要する者の控除対象配偶者又は扶養親族で、農業、水産業又は林業に従事している者	11,000	5,500	2,700	8,200
網な猟免許	3号	⑤所得割額の納付を要する者 ⑥所得割額の納付を要する者の控除対象配偶者又は扶養親族(農業、水産業又は林業に従事している者を除く。)	8,200	4,100	2,000	6,100
	4号	⑦所得割額の納付を要しない者(⑥に該当する者を除く。) ⑧所得割額の納付を要する者の控除対象配偶者又は扶養親族で、農業、水産業又は林業に従事している者	5,500	2,700	1,300	4,100
第二種銃猟免許	5号	⑨第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者	5,500	2,700	1,300	4,100

証紙を貼るところ(該当する税額に相当する証紙を当欄に貼り付けて納付してください。)

注意 証紙は、熊本県の証紙を貼り付けてください。

証紙は、消印しないでください。

注 1 申告者は、太線枠内の該当するものを○で囲んでください。
2 第一種銃猟免許、網猟免許又は網な猟免許に係る狩猟者の登録を受ける人で、2号又は4号の税率の適用を受ける人は、市町村長の証明を受けてください。

(※) 熊本県税条例附則第 1 3 条の 3 第 1 項又は第 2 項の規定により軽減税率が適用される狩猟者の登録に限ります。

証明欄	申告者は、次の()であることを証明します。
	1 当該年度の道府県民税の所得割額の納付を要しない者(2に該当する者を除く。) 2 当該年度の道府県民税の所得割額の納付を要する者の控除対象配偶者又は扶養親族に該当する者
	年 月 日 市町村長 印

証明欄	狩猟税の申告のため、次の事項について証明願います。	世帯主の氏名
	年 月 日 住所 氏名 印	世帯主との続柄
	申告者は、次の()であることを証明します。	
	1 当該年度の道府県民税の所得割額の納付を要しない者(2に該当する者を除く。) 2 当該年度の道府県民税の所得割額の納付を要する者の控除対象配偶者又は扶養親族に該当する者	

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年5月29日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の熊本県税条例施行規則の規定により提出されている狩猟税の申告書は、改正後の熊本県税条例施行規則の規定により提出された狩猟税の申告書とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に存する改正前の熊本県税条例施行規則に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。